## 気象警報発令時等における発令区域内の保育園等の対応について

警戒レベル3相当(気象庁発表 のことではありません

- ○幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)対象 原則として、園が所在する学区の小学校等と同様の対応を行うこと。ただし、警戒レベル3が発令された場合、休園とする。
- ○保育園・認定こども園(2・3号認定子ども)対象。園が所在する地域に、以下の警報・注意報・避難情報が発令された場合の対応。

	気象警報・注意報(気象庁)			避難情報(岡山市)	
	注意報	警報	特別警報	警戒レベル3	警戒レベル4
				高齢者等避難	避難指示
開園予定時	開園、通常保育	①開園、通常保育	休園(終日)	休園(終日)	休園(終日)
刻の1時間		②できる範囲で保護			
前から開園		者に家庭保育を依			
までの間		頼			
開園中	通常保育を継続	①通常保育を継続	①園で待機または避	①園で待機または避難場所等へ	①園で待機または避難場所等へ
		②できる範囲で保護	難場所等へ避難	避難	避難
		者に迎えを依頼	②保護者に迎えを依	②保護者に迎えを依頼	②保護者に迎えを依頼
			頼		

- 注1)気象警報・注意報と避難情報(警戒レベル)が同時に発表されている場合は、より安全性を重視した基準に拠ること。
- 注2)特別警報、高齢者等避難、避難指示が発表されていない場合でも、各園において、個別の状況等により、安全な保育が困難と判断する場合は休園等の 措置を講じること。
- 注3)波浪警報または高潮警報のみが発表されている場合は、園が所在する区域にその影響が及ぶ可能性があるかどうかを考慮して判断すること。
- 注4)震度5弱以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合(地震発生から開園までの間に、園の施設等の安全確認を日中に行うことができた場合を除く。)は、園の施設等の安全確認のため、休園(終日)すること。開園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、津波警報等の情報に留意しながら、保護者に引渡しができるまで、児童の安全を確保すること。

休園の 基準